



大 正 七 年			大 正 八 年				
計	自宅療養		計	自宅療養			
	患 者	死 者		患 者	死 者		
患 者	死 者	患 者	患 者	死 者	患 者	死 者	
患 者	死 者	患 者	患 者	死 者	患 者	死 者	
市部	1,200	300	1,500	400	市部	1,800	500
郡部	1,000	200	1,200	300	郡部	1,500	400
計	2,200	500	2,700	700	計	3,300	900
市部	1,500	300	1,800	400	市部	2,000	500
郡部	1,200	200	1,400	300	郡部	1,800	400
計	2,700	500	3,200	700	計	3,800	900
市部	1,800	300	2,100	400	市部	2,500	600
郡部	1,500	200	1,800	300	郡部	2,300	500
計	3,300	500	3,900	700	計	4,800	1,100
市部	2,000	400	2,400	500	市部	3,000	700
郡部	1,800	300	2,100	400	郡部	2,800	600
計	3,800	700	4,500	900	計	5,800	1,300
市部	2,500	500	3,000	600	市部	4,000	1,000
郡部	2,300	400	2,800	500	郡部	3,800	900
計	4,800	900	5,800	1,100	計	7,800	1,900
市部	3,000	600	3,600	800	市部	5,000	1,300
郡部	2,800	500	3,400	700	郡部	4,800	1,100
計	5,800	1,100	7,000	1,500	計	9,800	2,400

大 正 九 年			大 正 十 年				
計	自宅療養		計	自宅療養			
	患 者	死 者		患 者	死 者		
患 者	死 者	患 者	患 者	死 者	患 者	死 者	
患 者	死 者	患 者	患 者	死 者	患 者	死 者	
市部	1,500	300	1,800	400	市部	2,200	600
郡部	1,200	200	1,400	300	郡部	1,800	400
計	2,700	500	3,200	700	計	4,000	1,000
市部	1,800	300	2,100	400	市部	2,500	600
郡部	1,500	200	1,800	300	郡部	2,300	500
計	3,300	500	3,900	700	計	4,800	1,100
市部	2,000	400	2,400	500	市部	3,000	700
郡部	1,800	300	2,100	400	郡部	2,800	600
計	3,800	700	4,500	900	計	5,800	1,300
市部	2,500	500	3,000	600	市部	4,000	1,000
郡部	2,300	400	2,800	500	郡部	3,800	900
計	4,800	900	5,800	1,100	計	7,800	1,900
市部	3,000	600	3,600	800	市部	5,000	1,300
郡部	2,800	500	3,400	700	郡部	4,800	1,100
計	5,800	1,100	7,000	1,500	計	9,800	2,400

表四

表四



大正六年		大正五年		大正四年		大正三年		大正二年		大正一年	
計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容
青森											
山形											
秋田											
福島											
井川											
石川											
富山											

大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年		大正四年	
計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容	計	在宅療養	合病院 收容
滋賀											
岐阜											
長野											
野宮											
城											
福島											
高松											
岩手											

		大 正 七 年			大 正 八 年					
		計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容			
		患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対			
青 森	市部	360	100	260	360	100	260			
	郡部	100	30	70	100	30	70			
	計	460	130	330	460	130	330			
	山 形	市部	100	30	70	100	30	70		
		郡部	100	30	70	100	30	70		
		計	200	60	140	200	60	140		
		秋 田	市部	100	30	70	100	30	70	
			郡部	100	30	70	100	30	70	
			計	200	60	140	200	60	140	
			福 井	市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140
石 川				市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140
	富 山			市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140

		大 正 九 年			自 大 正 五 年 間 平 均					
		計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容			
		患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対	患者 死者 百対			
青 森	市部	360	100	260	360	100	260			
	郡部	100	30	70	100	30	70			
	計	460	130	330	460	130	330			
	山 形	市部	100	30	70	100	30	70		
		郡部	100	30	70	100	30	70		
		計	200	60	140	200	60	140		
		秋 田	市部	100	30	70	100	30	70	
			郡部	100	30	70	100	30	70	
			計	200	60	140	200	60	140	
			福 井	市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140
石 川				市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140
	富 山			市部	100	30	70	100	30	70
				郡部	100	30	70	100	30	70
				計	200	60	140	200	60	140

大正五年			大正六年			市部	郡部	計
計	自宅療養	舍病院收容	計	自宅療養	舍病院收容			
患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對			
11	11	11	11	11	11	鳥	市部	11
11	11	11	11	11	11	取	郡部	11
11	11	11	11	11	11	計	計	11
11	11	11	11	11	11	鳥	市部	11
11	11	11	11	11	11	根	郡部	11
11	11	11	11	11	11	計	計	11
11	11	11	11	11	11	岡	市部	11
11	11	11	11	11	11	山	郡部	11
11	11	11	11	11	11	計	計	11
11	11	11	11	11	11	廣	市部	11
11	11	11	11	11	11	島	郡部	11
11	11	11	11	11	11	計	計	11
11	11	11	11	11	11	山	市部	11
11	11	11	11	11	11	口	郡部	11
11	11	11	11	11	11	計	計	11
11	11	11	11	11	11	和	市部	11
11	11	11	11	11	11	歌	郡部	11
11	11	11	11	11	11	山	計	11

七〇

大正七年			大正八年			市部	郡部	計
計	自宅療養	舍病院收容	計	自宅療養	舍病院收容			
患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對	患者 死者 スル 者百 者對			
10	10	10	10	10	10	鳥	市部	10
10	10	10	10	10	10	取	郡部	10
10	10	10	10	10	10	計	計	10
10	10	10	10	10	10	鳥	市部	10
10	10	10	10	10	10	根	郡部	10
10	10	10	10	10	10	計	計	10
10	10	10	10	10	10	岡	市部	10
10	10	10	10	10	10	山	郡部	10
10	10	10	10	10	10	計	計	10
10	10	10	10	10	10	廣	市部	10
10	10	10	10	10	10	島	郡部	10
10	10	10	10	10	10	計	計	10
10	10	10	10	10	10	山	市部	10
10	10	10	10	10	10	口	郡部	10
10	10	10	10	10	10	計	計	10
10	10	10	10	10	10	和	市部	10
10	10	10	10	10	10	歌	郡部	10
10	10	10	10	10	10	山	計	10

七〇







		大正五年			大正六年			大正七年			大正八年		
		計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容
		患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對
佐賀	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
熊本	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
宮崎	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
鹿兒島	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
沖縄	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
合計	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100

		大正五年			大正六年			大正七年			大正八年		
		計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容	計	自宅療養	病院收容
		患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對	患者 死者 百對
佐賀	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
熊本	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
宮崎	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
鹿兒島	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
沖縄	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
合計	市部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100
	郡部	102	100	100	102	100	100	102	100	100	102	100	100

七六

七六

計	均平間年ヶ五 年五正大大自					計	年九正大				
	自宅療養		病院收容		患者		自宅療養		病院收容		患者
	患者百對	死者百對	患者百對	死者百對			患者百對	死者百對	患者百對	死者百對	
佐賀	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
熊本	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宮崎	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
鹿兒島	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
沖繩	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

一 一 觀 察

甲、全國ニ於ケル療養別ノ趨勢  
 (一)累年發生患者死亡者及病院病舎收容並ニ自宅療養ノ割合

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	平均	患者數	死亡數	患者百ニ付死亡	病院病舎收容患者%	自宅療養患者%
43,934	36,903	44,919	56,320	54,559	47,327	9,132	771	20.79	81.31	18.69
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

即チ漸次僅微ナカラ病院病舎收容ノ割合ヲ増シ來ルヲ見ルモ、發生患者總數ハ大正五、六、七年大差ナク八、九年ノ増加セルハ大正七年秋期ヨリ全國ニ亘ル流行性感冒ノ大流行アリ、腸チフスト病狀鑑別困難ナルモノアル等ニ依リ蔓延ヲ助勢シタル結果ト認ムルヲ得ヘシ  
 (二)市郡ニ別チタル療養別五ヶ年平均  
 總患者百ニ付病院病舎收容患者……………八二・二二(市郡部 七九・五九 七八・三四)

總患者百ニ付自宅療養患者……………一七・七九(市郡部 六・四一)

即チ市部ハ九割四分弱、郡部ハ七割八分強ヲ病院病舎ニ收容治療シタリ

(三)療養別ト死亡率五ヶ年平均)

總患者百ニ付死亡……………二〇・九五(市郡部 二〇・三二)

病院病舎收容患者百ニ付死亡……………一九・七二(市郡部 二一・八八)

自宅療養患者百ニ付死亡……………二六・六三(市郡部 三四・九四)

乙、道廳府縣別收容率竝ニ其ノ他ノ觀察

病院病舎收容率高キ府縣ト自宅療養率高キ府縣トノ防疫上ノ利害得失ハ各地方ニ於ケル特殊ノ情況ヲ考量セサレハ最後ノ判決ハ下シ得ヘキモノニ非ス、病院病舎收容率高キ府縣ニ於テ死亡率低ク全國ノ防疫成績ニ於テ或程度ノ良好狀態ヲ保ツモ、之ヲ爲ニ病舎ノ設備其ノ他ニ付相當ノ犠牲ヲ拂フコトヲ考慮セサルヘカラス、又自宅療養率高キ地方ニ於テ多少死亡率高キモノヲ以テ自宅療養主義不可ナリト斷スル能ハス、自宅療養主義ヲ採リ累年ヲ通シ大勢ニ於テ患者發生數非常ノ増加ヲ示ササルモノトスレハ自宅療養主義亦考慮スヘキモノナラサルヤヲ思ハシム

病院病舎收容率高キ府縣竝ニ自宅療養率高キ府縣ト其等ノ患者發生狀況トヲ摘記對照スレハ左ノ如シ

府縣名	病院病舎收容率		自宅療養率	
	收容率	總患者百ニ對スル死亡	收容率	總患者百ニ對スル死亡
山 口	一〇〇・〇〇	一九・一五	一〇〇・〇〇	一九・〇四
熊 本	一〇〇・〇〇	一七・八四	七八・一五	一八・八九
福 岡	九九・五五	二〇・〇〇	六七・五一	一九・四五
群 馬	九八・八六	二〇・三一	六五・七八	二二・一八
長 野	九八・七〇	二〇・六六	五〇・九四	二二・一八
兵 庫	九七・三六	二〇・八一	五〇・二三	二二・一八
靜 岡	九七・一五	一四・五七	四九・八〇	二五・三一
鹿 兒 島	九七・七八	一九・五八	四九・八〇	二五・三一
愛 媛	九六・七六	一八・八七	三九・二〇	二四・四三
岐 阜	九六・五一	二二・九三	三九・二〇	二四・四三
香 川	九五・五五	二二・一九	三九・二〇	二四・四三

府縣名 自宅療養率 總患者百ニ對スル死亡 既往十ヶ年患者發生ノ概勢

沖 繩 一〇〇・〇〇 一九・〇四 増減不定、最近増

岩 手 七八・一五 一八・八九 漸増、倍以上

秋 田 六七・五一 一九・四五 増加、稍倍

長 崎 六五・七八 二二・一八 大差ナシ

富 山 五〇・九四 二二・一八 漸減、半數

島 根 五〇・二三 二二・一八 大差ナキモ稍増傾

福 井 四九・八〇 二五・三一 漸増、約三倍

滋 賀 三九・二〇 二四・四三 大差ナシ

其ノ他ノ各府縣中、三重(三四・九一%)、青森(三四・三八%)ノ二縣ヲ除キテハ何レモ三〇・〇〇%以下ナリ

以上摘記シタル府縣ニ付觀察スルニ、死亡率ノ關係ハ概シテ自宅療養率高キ府縣ニ高率ナル傾向アリ、患者發生増減ノ大勢ニ付既往十ヶ年ノ狀況ヲ見ルニ、判然タル區別ヲ立ツルニ困難ナルモ、病院病舎收容率高キ十一縣中大差ナキモノ六縣ナルモ、長野縣ハ稍増加ヲ、群馬縣ハ稍減少ノ傾向ヲ示シ、漸増倍又ハ其レ以上ナルモノ五縣ヲ數ヘ、自宅療養率高キ八縣中大差ナキモノ三縣ナルモ、島根縣ハ稍増加ノ傾向ヲ示シ、漸増倍又ハ其レ以上ノモノ三縣ヲ數フルノ狀況ナリ

三 患者ノ隔離ニ關スル道廳府縣ノ取締方針

道廳府縣ニ於ケル腸チフス患者ノ隔離ニ關スル方針ハ大體ニ於テ重症患者ナルカ、當該町村ニ傳染病院隔離病舎ヲ有セサルカ、又ハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外之ヲ傳染病院隔離病舎へ收容スルヲ原則トシ、訓令其ノ他ヲ以テ自宅療養許可標準ヲ規定シテ自宅療養ヲ願出ツルモノアルトキハ右標準ニ照シ之ニ適合セル場合ニ限り之ヲ許可スル方針ナルモノ最多シ、而シテ右ノ自宅療養許可標準ハ府縣ニ依リテ一様ナラスト雖、其ノ大綱ヲ記セハ病室ニ充ツヘキ一定ノ室ヲ有スルコト、患者ノ専用スヘキ食器、寝具等ヲ有スルコト、主治醫及專屬ノ看護人アルコト、業態上病毒傳播ノ虞ナキコト等之ナリ、其ノ他自宅療養中適當ナル消毒方法ヲ遵守スルコトヲモ右標準中ニ規定セルモノ尠カラスト雖、別ニ自宅療養中遵守スヘキ事項ヲ規定セルモノ亦數例アリ、尙自宅療養ノ方針ナルモノ、流行ノ虞アル昨ニ限り收容スル方針ナルモノ、又ハ患家ノ業態上病毒傳播ノ虞アルモノニ限り收容スル方針ナルモノ等アリト雖、其ノ例尠シ

第一 自宅療養許可標準規定例 (六例)

第一例 警視廳(大正七年 訓令甲第二二號 拔萃)

- 一 病室ニ専用スヘキ適當ノ室アルトキ
- 二 専從スヘキ看護人アルトキ
- 三 主治醫アルトキ
- 四 患者ニ専用スヘキ什器、臥具ヲ有スルトキ
- 五 消毒用器具、藥品ヲ準備シ得ルトキ
- 六 營業及生活狀態並周圍ノ狀況ニシテ病毒傳播ノ虞ナシト認ムルトキ

第二例 大阪府(大正五年 衛第四二號 通牒 拔萃)

- 一 家族ト隔離シ療養スヘキ室アルモノ
- 二 専屬スヘキ看護婦ヲ使用スルモノ
- 三 主治醫アルモノ
- 四 患者ニ専用スヘキ寝具、飲食器、其ノ他必要ナル什器ヲ有スルモノ
- 五 上水道栓(又ハ井戸)及便所ヲ専用スルモノ
- 六 宿屋、料理店、貸座敷等ノ營業者又ハ多數ノ家族同居者アル家ニアツテハ前各號ノ條件ヲ具備スル外特ニ當該豫防方法ヲ完全ニ行ヒ得ヘシト認ムルモノ

第三例 新潟縣(大正七年 訓令第四二號 拔萃)

- 一 病室ニ専用スヘキ適當ノ室アルトキ(看護人専用ノ便所アルヲ可トス)

- 二 專屬スヘキ看護人アルトキ(看護人ハ可成看護婦又ハ看護方ノ心得アル強壯ナル人ヲ撰定スルコト)
- 三 患者ニ専用スヘキ什器及臥具ヲ有スルトキ
- 四 消毒用器具及藥品ヲ準備シ得ルトキ(他ヨリ借用セル物ニテモ可ナリ)
- 五 營業上及生活狀態竝ニ周圍ノ狀況ニシテ病毒傳播ノ虞ナシト認メタルトキ

第四例 宮城縣(大正七年五月 傳染病預防細則拔萃)

- 第四條 市町村長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル患者ヲ傳染病院若ハ隔離病舎ニ收容スヘシ但シ患者ハ危篤ニシテ途中死亡ノ虞アルトキハ一時移送ヲ停止スルコトヲ得
- 一 患者ノ病室ニ充ツヘキ適當ノ別室ヲ有セサルモノ
  - 二 専用シ得ヘキ井戸(水道)及便所ヲ有セサルモノ
  - 三 專屬スヘキ適當ノ看護婦又ハ相當ノ教育或ハ經驗アル看護人ヲ使用セサルモノ
  - 四 家人豫防法ヲ遵守セス又ハ多數家族同居人ヲ有シ若ハ幼少老年者等アリテ完全ナル豫防消毒ノ行ハレ難キモノ
  - 五 宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、飲食物製造販賣等ノ營業者又ハ河川水流等ニ接近スル家ニ在テハ前各號ニ該當セサルモノト雖モ特ニ當該豫防消毒ノ方法ヲ完全ニ實行シ難シト認ムルモノ

第五例 鳥取縣(明治四十四年 訓示第十八號拔萃)

- 一 別棟又ハ同一建築物内ニ於テ病室及看護人室ヲ有シ健康者ト全然隔離シ得ルモノニシテ病室ハ一人ニ付三疊以上看護人室ハ一人ニ付二疊以上ヲ有スルモノニ限ル
- 二 但シ病室看護人室ニハ二階以上ヲ使用スルコトヲ得ス
- 三 便所ハ患者用ト健康者用トヲ區別スルコト
- 四 患者用便所ヲ缺クトキハ被蓋ヲ有スル滲漏ノ虞ナキ容器ヲ以テ糞池トナスコト
- 五 患者用ノ器具物件ハ消毒済ニアラサレハ一切室外ニ搬出セシメサルコト
- 六 患者ニハ必ス看護婦ヲ付スルコト
- 七 病室看護人室ノ設備及消毒ノ費用ハ之ヲ自辨シ得ルモノナルコト
- 八 解熱後患者ノ排泄物消毒設備ノ方法ハ充分理解シ實行シ得ル様主治醫ニ於テ指示實行スルコト
- 九 消毒及隔離方法ニ關シテハ主治醫自ラ其責ニ任シ少ナクモ毎日一回以上往診治療ヲ爲シ之カ實行ヲ期スルコト
- 十 警察官吏ハ自宅療養ヲ許可シタル場合ニ於テ消毒及隔離實行方法ニ關シ不行届ト認ムルトキハ其ノ旨主治醫ニ通知シ之ヲ改メシメ尙改メサルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 十一 飲食店、料理店、宿屋、貸座敷及工場ニシテ多數ノ職工ヲ使用スル場所等ニハ自宅療養ヲ許可セス
- 十二 劇場、工場、學校、市場等ノ如キ人ノ群集スル場所附近ノ建物ニハ自宅療養ヲ許可セス
- 十三 以上各項ノ外特殊ノ事情ニ因リ豫防上必要ト認メタルトキハ自宅療養ヲ許可セサルコト

アルヘシ

十三 バラチフス患者ノ自宅療養申請ニ對シテモ本則ヲ準用ス

第六例 岡山縣(明治三十二年衛乙第六二三號)

左ノ場合ニハ自宅療養ヲ許サス

- 一 一家五室以上ヲ有セサルモノ又ハ患者及看護人ヲ容ルルニ足ルノ別棟ノ室ヲ有セサルモノ
  - 二 健全ナル看護人アラサルモノ
  - 三 消毒器具藥品等ノ完備セサルモノ
- 前各項ノ外家屋ノ構造宜シキヲ得ス又ハ他ノ家屋ト密接シテ病毒傳播ノ虞アル家屋料理屋飲食店貸座敷及職工ヲ使用スル家ニ發生シタル患者ハ總テ自宅治療ヲ許サス

第二 自宅療養中ノ豫防施設規定例 (三例)

第一例 大阪府(大正五年衛第四二號)

- 一 病室ニハ醫師看護婦其ノ他必要ナル者ノ外餘人ヲ立入ラシメサルコト
- 二 病室内ニ於テハ患者ノ外飲食セシメサルコト
- 三 患者ニ供與セシ飲食物ノ殘餘ハ消毒ヲ行ヒ一定ノ場所ニ投棄セシムルコト

- 四 患者ノ用ヒタル器具ハ使用後其都度消毒ヲ行ハシムルコト
- 五 患者ノ排泄物ハ滲透セサル器具ニ受ケ其ノ都度消毒ヲ行ヒ一定ノ場所ニ投棄セシムルコト
- 六 病室内ニ於ケル蚊蠅ヲ驅除セシムルコト
- 七 病室内ノ塵芥ハ器物ニ溜メ置キ一定ノ場所ニ於テ燒却セシムルコト
- 八 患者沐浴セムトスルトキハ先其身體ヲ千倍昇汞水若ハ四十倍石炭酸水兩液共鹽酸ヲ加ヘサルモノニテ拭淨セシムルコト
- 九 病毒汚染ノ虞アル物件ハ直ニ消毒ヲ行ハシムルコト
- 十 看護婦等患者ニ接觸スル者ノ身體被服等ニ病毒附着シ又ハ其ノ虞アルトキハ其都度必ス必要程度ノ消毒ヲ行ハシムルコト
- 十一 前號ノ者ノ食器及寢具等ハ渾テ健康者ノ分ト區別セシムルコト
- 十二 飲用及使用水ハ之ヲ區別シ患者ニ接觸スル者ヲシテ之ヲ汲マシメサルコト

第二例 新潟縣(大正七年)

- 一 患者ハ病室外ニ出サシメサルコト
- 二 病室ニハ醫師看護人ノ外殊ニ見舞人出入セシメサルコト
- 三 病室内ニハ必要ナル器具物品ノ外置カシメサルコト

- 四 患者ノ使用シタル器具排泄物飲食物ノ殘餘其他病毒ニ汚染ノ疑ヒアルモノハ凡テ適當ノ消毒ヲ行ハシメ且蠅蚊等ノ附着セサル様適當ノ處置ヲ爲サシムルコト
- 五 一度病室へ持込ミタル器物及前項ノ諸物品ハ消毒方法ヲ施行シタル後ニ非ラサレハ病室外ニ出サシメザルコト
- 六 病室殊ニ戸障子ノ引手等病毒ニ汚染シ易キ所ハ毎日消毒藥ヲ以テ潤シタル布ニテ擦拭セシムルコト
- 七 看護人病室内ニアルトキハ必ス豫防衣ヲ着用シ室外ニ出ツルトキハ着衣ヲ改メ且ツ手足ヲ充分ニ消毒シ豫防衣ハ毎日一回消毒(石炭酸噴霧簡便ナラン)ヲ行ハシムルコト
- 八 看護人ノ使用スル什器臥具等ハ必ス一定シ置カシムルコト
- 九 看護人ハ患者又ハ病毒汚染ノ虞アル物品ニ觸レタルトキハ其都度充分消毒セシムルコト
- 十 病室内ノ塵埃ハ消毒セシムルコト
- 十一 病室内ニハ消毒藥ヲ入レタル痰壺手洗鉢及ヒ有蓋便器石灰乳ヲ備ヘシムルコト
- 十二 看護人便所ハ毎使用後石灰乳ヲ撒布シ家族ノ便所モ之ニ準シテ消毒ヲ行ハシムルコト
- 十三 病室ノ汚水及ヒ患者ノ沐浴シタル湯水等ハ其液量ノ五十分一ノ生石灰末ヲ投入シテ攪拌シテ十二時間以上放置シタル後投棄セシムルコト
- 十四 蠅蚊等ハ務メテ驅除セシムルコト

- 十五 病室内ニ於テハ患者ノ外飲食セシメザルコト
- 十六 屍體ハ凡テ沐浴セシメサルコト
- 十七 濫リニ病室ヲ變更セシメサルコト
- 十八 病室ハ消毒方法ヲ施行シタル後ニ非ラサレハ他ニ使用セシメサルコト

第三例 山梨縣(明治四十一年  
依命通牒拔萃)

- 一 患家ニ於テハ看護人ヲ一定シ其他ハ患者ニ接近セシメサルコト
- 二 可成看護婦ヲ雇入レシムルコト
- 三 患者ハ可成別室ニ隔離セシムルコト
- 四 糞尿ハ嚴重消毒セシムルコト
- 五 患者ノ消毒ハ患者ノ轉歸若クハ收容後凡テ赤痢ニ準シ嚴重實行セシムルコト
- 六 患者發生ノ状態ニ依リ流行ノ虞アルトキハ市町村長ハ患者ヲ隔離收容スルコト

第五 患者發病届出轉歸ニ關スル期間

- 一 患者發病届出轉歸ニ關スル期間表 (大正九年)

計	十日以内										計	市部		郡部		計		市部		郡部		計	
	十日内	九日内	八日内	七日内	六日内	五日内	四日内	三日内	二日内	一日内		迄	治	迄	治	迄	治	迄	治	迄	治	迄	治
	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數		發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105

總計	平均日數	十日以内										總計	市部		郡部		計		市部		郡部		計	
		十日内	九日内	八日内	七日内	六日内	五日内	四日内	三日内	二日内	一日内		迄	治	迄	治	迄	治	迄	治	迄	治	迄	治
		實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數	實 計 中 數		發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死	發 病 ヨ リ 決 定	發 病 ヨ リ 治 死
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105





日	内										計	市		郡		計		市		郡		計		
	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日		治	死	治	死	治	死	治	死	治	死	治	死	
	實	實	實	實	實	實	實	實	實	實		發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
實	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
中	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

日	内										計	市		郡		計		市		郡		計		
	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日		治	死	治	死	治	死	治	死	治	死	治	死	
	實	實	實	實	實	實	實	實	實	實		發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	發病	
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
實	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
中	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

計	十日以内										計	市	郡	計	市	郡	計												
	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日								迄	治	死	迄	治	死	迄	治	死	迄	治	死
	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數								發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				

總計	不平均	合計	十日以内										合計	市	郡	計	市	郡	計												
			一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日								迄	治	死	迄	治	死	迄	治	死	迄	治	死
			實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數	實 中 數								發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ	發 病 ヨ リ 決 定 ヨ リ
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					

